



JAPAN RESISTOR MFG.CO.,LTD.

株式会社 日本抵抗器製作所

第77回 定時株主総会 継続会開催ご通知

| 開催日時 |

令和7年5月23日（金曜日）午後3時

| 開催場所 |

富山県南砺市北野2315番地
当社本店 3階 講堂

| 目 次 |

第77回定時株主総会継続会開催ご通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

証券コード 6977
令和7年5月8日

株 主 各 位

富山県南砺市北野2315番地
株式会社 日本抵抗器製作所
代表取締役社長 木 村 準

第77回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第77回定時株主総会継続会開催ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/6977/teiiji/>



【当社ウェブサイト】
<https://www.jrm.co.jp/>
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「会社概要」「財務情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記の東証ウェブサイトにてアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本抵抗器製作所」又は「コード」に当社証券コード「6977」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



ご出席の際は、本継続会開催ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。なお、本継続会は、令和7年3月28日開催の第77回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第77回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年5月23日（金曜日）午後3時
2. 場 所 富山県南砺市北野2315番地
当社本店3階講堂

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第77期（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）
計算書類報告の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本開催ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本継続会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

第77回定時株主総会継続会の開催について

当社は、令和7年2月10日付「不正行為の発覚および令和6年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社の連結子会社である株式会社日本抵抗器大分製作所の経理担当者による現金の私的流用事案が発覚し、社外の弁護士、税理士を含めた社内調査委員会による調査並びに当社の決算関連手続きの完了には相応の時間を要することが見込まれました。

これにより当社は、令和7年3月28日開催の第77回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において、報告事項「第77期（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第77期（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）計算書類報告の件」（以下、あわせて「本報告事項」といいます。）に関しまして、株主の皆様にご報告することができませんでした。

そのため、当社は本総会にて、本報告事項を目的事項とした本継続会を開催させていただくこと並びに本継続会の日時及び場所の決定を取締役にご一任いただくことに関しまして、ご出席の株主様にお諮りし、ご承認をいただきました。

このたび、遅れておりました決算関連手続きが完了したことから、本継続会を開催することといたしました。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

事業報告

(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善の動きに加え、インバウンド消費の増加などにより緩やかに回復の動きがみられたものの、海外における地政学リスクの高まり、為替相場の不安定な動きなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のもと、当社グループにおいては、半導体装置用電子機器、省エネ機器用電子機器、電流センサーの売上が国内外での需要の落ち込み、顧客における在庫調整の動きなどにより売上が減少し、売上高は前期比減少となりました。また、利益面においては工程省力化、経費削減などに努めている一方で売上高の減少に伴う減益に加え、為替変動による海外生製品の仕入コスト増加、タイ国における生産拠点の稼働準備に伴う諸費用が先行して発生している影響などに加え、連結子会社の元従業員による現金私的流用の事案発覚に伴う特別損失を計上したことで前期比減少となりました。

このような状況の下、当社グループにおいては、脱炭素社会に向けた取り組みとして、欧州・東南アジア・中国市場での電気自動車関連向けの電子部品、産業機器市場向けの電子部品の受注拡大に努めるとともに、高い品質、高い信頼性を必要とされる市場への販路拡大を進めております。それと同時に、工程の自動化・省力化によるコスト削減、新製品の開発に努め、収益力の強化に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高6,454百万円（前期比9.9%減）、営業損失133百万円（前期は営業利益100百万円）、経常損失104百万円（前期は経常利益139百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失181百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益51百万円）となりました。

当社グループにおける製品群別の生産・受注・販売の実績は次のとおりであります。

(生産)

製品群の名称	前連結会計年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	前期比 (%)
抵抗器 (千円)	1,636,844	1,610,012	△1.6
ポテンショメーター (千円)	573,512	530,556	△7.5
ハイブリッドIC (千円)	1,772,212	1,759,235	△0.7
電子機器 (千円)	2,379,827	1,843,778	△22.5
合計 (千円)	6,362,395	5,743,581	△9.7

(注) 前連結会計年度の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値となっております。

(受注高)

製品群の名称	前連結会計年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	前期比 (%)
抵抗器 (千円)	1,734,361	1,667,731	△3.8
ポテンショメーター (千円)	671,527	633,041	△5.7
ハイブリッドIC (千円)	1,569,212	1,566,724	△0.2
電子機器 (千円)	1,808,426	1,832,826	1.3
合計 (千円)	5,783,526	5,700,322	△1.4

(受注残高)

製品群の名称	前連結会計年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	前期比 (%)
抵抗器 (千円)	399,698	151,797	△62.0
ポテンショメーター (千円)	99,993	70,139	△29.9
ハイブリッドIC (千円)	1,037,756	741,850	△28.5
電子機器 (千円)	582,306	401,639	△31.0
合計 (千円)	2,119,753	1,365,425	△35.6

(注) 前連結会計年度の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値となっております。

(販売実績)

製品群の名称	前連結会計年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)		当連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)		前期比 (%)
抵抗器 (千円)		1,953,056		1,915,632	△1.9
ポテンショメーター (千円)		702,281		662,895	△5.6
ハイブリッドIC (千円)		1,916,423		1,862,630	△2.8
電子機器 (千円)		2,595,136		2,013,493	△22.4
合計 (千円)		7,166,897		6,454,650	△9.9

(注) 前連結会計年度の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値となっております。

また、顧客の地域別売上高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)		当連結会計年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)		増減	
	売上高(千円)	構成比 (%)	売上高(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	増減率 (%)
日本	5,759,653	80.4	5,402,548	83.7	△357,105	△6.2
欧州	590,316	8.2	263,000	4.1	△327,315	△55.5
アジア	794,887	11.1	774,440	12.0	△20,446	△2.6
南北アメリカ	16,655	0.2	12,502	0.2	△4,152	△24.9
その他	5,384	0.1	2,159	0.0	△3,225	△59.9
計	7,166,897	100.0	6,454,650	100.0	△712,246	△9.9

- (注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
2. 前連結会計年度の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値となっております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は3億3千7百万円であり、主な内容はJRM(Thailand)Co.,Ltd.(タイ王国チョンブリ県)の工場新設に伴う建物改装及び生産設備の購入であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の様況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、ウクライナ情勢の長期化や中東地域の紛争など国際社会は多極化し不確実性が高まっており、海外の景気の先行きは依然として不透明な状況が続くものと予想しております。

また、国内においては燃料・原材料価格の高騰に加え、物流コスト上昇、円安による海外生産コスト上昇など製造業を取り巻く環境としましては厳しい状況となっております。

当社グループとしましては、適正な利益水準を確保するため、コスト上昇分を適切に販売価格に転嫁すると同時に、製造現場の改善・改革を進め、グループ各社の総力を結集して一層のコスト削減に取り組んでまいります。そして、高付加価値商品を生み出すべく、商品開発力や営業力を強化し、収益力の強化に努めてまいります。

(生産部門)

エレクトロニクス業界は、価格競争が厳しく、コスト競争力をつけることが最重要課題であり、国内外の生産拠点ではコスト低減の取り組みはもちろん、生産工程における自動化、省人化を図り作業者スキル向上と多能工化を進め、品質管理の充実をめざしていく事が重要な経営課題となっております。当連結会計年度においてタイのJRM(Thailand)Co.,Ltd.(現地法人)に製造部門を新設、稼働開始しており、ASEAN地域にタイムリーに商品を提供できる体制の構築を進めております。

(研究開発部門)

顧客ユーザーが求める要求仕様の実現と商品付加価値向上を商品開発の基本方針として取り組んでおります。商品開発の企画段階から顧客ニーズの掘り起こしを行うことで自動車、産業機器、建設機械、電機、通信など幅広い分野に製品を提供しております。新しい分野への挑戦を続け、時代の変化をフレキシブルにつかみ、新たなテクノロジーを生み出し、技術革新を進めてまいります。

(海外事業展開)

販売拠点として中国の上海JRM有限公司(現地法人)を中国、欧州、アジア地域への展開を進める主要な拠点とし、タイ現地法人をASEAN地域での自動車及び産業用電子機器の販売拡大拠点として展開しております。当社グループは各国に広がるローカルパートナーのネットワークを駆使し、オンタイムデリバリーとクオリティコントロールを実現し、安定した製品の提供を進めてまいります。

何卒、より一層のご理解とご支援を賜ります様、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第74期 (令和3年12月期)	第75期 (令和4年12月期)	第76期 (令和5年12月期)	第77期 (当連結会計年度) (令和6年12月期)
売上高(千円)	6,193,251	7,206,292	7,166,897	6,454,650
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	106,437	262,740	139,027	△104,367
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	30,078	79,505	51,341	△181,411
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	24.31	64.25	41.50	△146.63
総資産(千円)	6,853,589	7,587,316	7,642,743	7,729,475
純資産(千円)	1,854,400	1,951,697	2,036,132	1,898,333
1株当たり純資産額(円)	1,213.94	1,273.98	1,314.01	1,218.38

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第75期の期首から適用しており、第75期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第74期から第76期の各数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況ならびに企業結合等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社

社 名	資 本 金 百万円	出 資 比 率 %	主 な 事 業 内 容
日本抵抗器販売株式会社	50	60.0 (60.0)	電子機器、電子部品の販売

(注) 出資比率割合の()は間接所有割合の内数となっております。

(7) 主要な事業内容 (令和6年12月31日現在)

下記製品の製造及び販売

- 抵抗器 自動車、農業機器、住設機器、昇降機、
電源機器、医療機器、家電 等
- ポテンショメーター 自動車、建設機械、農業機器 等
- ハイブリッドIC 自動車、空調機器、電源機器、医療機器、家電 等
- 電子機器 自動車、空調機器、住設機器、農業機器 等

(8) 主要な事業所及び工場 (令和6年12月31日現在)

- ① 当社
本社： 富山県南砺市北野2315番地
富山工場： 富山県南砺市北野2315番地
- ② 主要な子会社の事業所
国内： 日本抵抗器販売株式会社
東京都品川区南大井3丁目6番20号
海外： 解亜園(上海)電子製造有限公司
中国上海松江出口加工区茸翔路8号標準廠房第3、4棟

(9) 使用人の状況 (令和6年12月31日現在)

- ① 企業集団の使用人の状況329 (130) 名 (前期比 +7 (△28) 名)
(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは電子部品の製造・販売及び付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
- ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46 (0) 名	△5 (-) 名	42.3歳	15.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (令和6年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社 横浜銀行	582,100千円
株式会社 富山銀行	501,746
株式会社 富山第一銀行	478,362
株式会社 みずほ銀行	416,688
株式会社 北陸銀行	399,600
株式会社 商工組合中央金庫	366,280

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和6年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,000,000株
- ② 発行済株式の総数 1,240,000株
- ③ 株主数 1,738名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
木村 準	106,500株	8.608%
永山 敬健	62,000株	5.011%
日本抵抗器関連会社従業員持株会	56,562株	4.572%
いずも産業株式会社	48,700株	3.936%
今井 芳範	40,163株	3.246%
日抵従業員持株会	38,754株	3.132%
株式会社富山銀行	37,000株	2.991%
株式会社富山第一銀行	36,800株	2.974%
日本抵抗器取引先持株会	29,475株	2.382%
auカブコム証券株式会社	27,600株	2.231%

(注) 持株比率は自己株式（2,797株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (令和6年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村 準	
取締役	今井 治	株式会社今井機業場相談役
取締役	今井 芳 範	シーエスフィールド株式会社代表取締役
取締役	愛山 良 信	
取締役	森 悦 夫	
取締役	橋 爪 道 也	
取締役	魚 孝 浩	
常勤監査役	堀 井 進	
監査役	堀 越 直 子	
監査役	白 田 幸 春	
監査役	石 崎 武	

- (注) 1. 取締役のうち今井 治氏、今井芳範氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち堀越直子氏、白田幸春氏、石崎 武氏は社外監査役であります。
3. 当社は、今井 治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は基本報酬のみとしており、役位と経営環境等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

b. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月額固定報酬としております。決定方法としましては、代表取締役が社外取締役、社外監査役の意見を聴取した上で、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役会に原案を提示し、取締役会の決議で決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	26,400 (1,200)	26,400 (1,200)	— (—)	— (—)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	3,600 (2,400)	3,600 (2,400)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	30,000 (3,600)	30,000 (3,600)	— (—)	— (—)	9 (5)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当期末の取締役の員数は7名、監査役の員数は4名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役2名を含んでいるためであります。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額については、昭和57年3月20日開催の第34回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額60,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることを決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名であります。

監査役の報酬等の額については、昭和57年3月20日開催の第34回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額18,000千円以内とすることを決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役今井治氏は、株式会社今井機業場の相談役であります。株式会社今井機業場と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役今井芳範氏は、シーエスフィールド株式会社の代表取締役であります。シーエスフィールド株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 今井 治	当期開催の取締役会14回のうち14回出席いたしました。経営者としての経験及び知見により独立した立場から取締役会の相互監督機能を強化し、公正かつ的確な助言を行っており、主に他業種の動向等についての発言を行うなど適切に役割を果たしております。
社外取締役 今井芳範	当期開催の取締役会14回のうち14回出席いたしました。経営者としての経験及び知見により独立した立場から取締役会の相互監督機能を強化し、公正かつ的確な助言を行っており、主に国内の市場動向等についての発言を行うなど適切に役割を果たしております。
社外監査役 堀越直子	当期開催の取締役会14回のうち14回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち12回出席いたしました。財務および会計に関する知見を有し、海外経験もあり、幅広い知識を有しており、主に海外の情報についての発言を行っております。
社外監査役 白田幸春	当期開催の取締役会14回のうち14回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち12回出席いたしました。中国、A S E A Nマーケットにおける電機メーカーの市場動向に詳しく豊富な経験を有しており、主に国内の情報についての発言を行っております。
社外監査役 石崎 武	当期開催の取締役会14回のうち14回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち12回出席いたしました。企業経営に関わりを持った豊富な経験、知見を有しており、主に国内の情報についての発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

仰星監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分していないため、これらの合計金額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(令和6年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	5,624,775	流 動 負 債	3,606,882
現金及び預金	1,674,309	支払手形及び買掛金	615,896
受取手形	8,138	電子記録債務	376,947
売掛金	905,183	短期借入金	2,336,383
電子記録債権	608,090	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	327,854	リース債務	24,583
仕掛品	67,933	未払法人税等	23,015
原材料及び貯蔵品	1,719,471	受注損失引当金	4,024
未収入金	307,585	その他	216,032
その他	37,361	固 定 負 債	2,224,259
貸倒引当金	△31,153	社債	100,000
固 定 資 産	2,104,300	長期借入金	1,660,612
有 形 固 定 資 産	1,540,531	リース債務	87,831
建物及び構築物	2,069,673	退職給付に係る負債	345,123
機械装置及び運搬具	1,686,256	繰延税金負債	24,703
工具、器具及び備品	920,480	資産除去債務	5,987
土地	285,870	負 債 合 計	5,831,142
リース資産	57,191	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	8,366	株 主 資 本	1,156,965
減価償却累計額	△3,487,306	資 本 金	724,400
無 形 固 定 資 産	10,932	資 本 剰 余 金	207,448
投 資 そ の 他 の 資 産	552,836	利 益 剰 余 金	229,135
投資有価証券	308,521	自 己 株 式	△4,017
繰延税金資産	75,510	その他の包括利益累計額	350,415
長期未収入金	157,700	その他有価証券評価差額金	66,190
その他	168,804	為 替 換 算 調 整 勘 定	284,225
貸倒引当金	△157,700	非 支 配 株 主 持 分	390,952
繰 延 資 産	399	純 資 産 合 計	1,898,333
資 産 合 計	7,729,475	負 債 純 資 産 合 計	7,729,475

連結損益計算書

(令和6年1月1日から
令和6年12月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売上高		6,454,650
売上原価		5,149,420
売上総利益		1,305,230
販売費及び一般管理費		1,438,630
営業損失		△133,400
営業外収益		
受取利息	2,095	
受取配当金	7,929	
不動産賃貸料	41,724	
為替差益	28,819	
その他	19,524	100,093
営業外費用		
支払利息	51,960	
賃貸資産減価償却費	15,971	
その他	3,127	71,060
経常損失		△104,367
特別利益		
固定資産売却益	2,364	
投資有価証券売却益	902	3,266
特別損失		
固定資産除却損	277	
固定資産売却損	1,754	
投資有価証券評価損	1,225	
貸倒引当金繰入額	58,600	61,857
税金等調整前当期純損失		△162,958
法人税、住民税及び事業税	43,505	
法人税等調整額	35,286	78,792
当期純損失		△241,751
非支配株主に帰属する当期純損失		△60,339
親会社株主に帰属する当期純損失		△181,411

連結株主資本等変動計算書

(令和6年1月1日から
令和6年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産計
	資本金	資本金 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その 他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計		
令和6年1月1日残高	724,400	207,448	549,842	△4,016	1,477,675	40,463	209,741	250,205	410,432	2,138,312
誤謬の訂正による 累積的影響額			△102,180		△102,180					△102,180
遡及処理後当期首残高	724,400	207,448	447,662	△4,016	1,375,494	40,463	209,741	250,205	410,432	2,036,132
当連結会計年度 中の変動額										
剰余金の配当			△37,116		△37,116					△37,116
親会社株主に帰属 する当期純損失			△181,411		△181,411					△181,411
自己株式の取得				△1	△1					△1
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額（純額）						25,726	74,483	100,210	△19,480	80,730
当連結会計年度 中の変動額合計	-	-	△218,527	△1	△218,528	25,726	74,483	100,210	△19,480	△137,798
令和6年12月31日残高	724,400	207,448	229,135	△4,017	1,156,965	66,190	284,225	350,415	390,952	1,898,333

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

令和7年4月18日

株式会社 日本抵抗器製作所
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 吉岡 礼
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中山 孝一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本抵抗器製作所の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本抵抗器製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、過年度における連結子会社の元従業員により着服行為が判明したこと等により、会社は当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(令和6年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	3,079,796	流 動 負 債	2,005,376
現金及び預金	481,886	支払手形	20,189
売掛金	794,180	買掛金	457,077
電子記録債権	40,000	電子記録債務	382,548
商品及び製品	128,779	短期借入金	800,000
仕掛品	10,203	1年内返済予定の長期借入金	259,924
原材料及び貯蔵品	1,090,459	1年内償還予定の社債	10,000
未収入金	494,325	未払金	19,575
前払費用	2,220	未払費用	2,892
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	37,420	未払法人税等	15,659
その他	322	未払消費税等	8,477
固 定 資 産	996,539	預り金	3,708
有 形 固 定 資 産	335,515	前受収益	1,753
建物	339,794	その他	23,570
構築物	21,455	固 定 負 債	643,040
機械及び装置	412,828	社債	100,000
車両運搬具	12,352	長期借入金	461,422
工具、器具及び備品	535,114	退職給付引当金	81,618
土地	201,433	負 債 合 計	2,648,417
減価償却累計額	△1,187,462	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,296	株 主 資 本	1,386,426
その他	1,296	資本金	724,400
投 資 そ の 他 の 資 産	659,727	資本剰余金	131,450
投資有価証券	139,824	資本準備金	131,450
関係会社株式	375,464	利 益 剰 余 金	534,594
関係会社長期貸付金	55,185	利益準備金	49,649
繰延税金資産	35,214	その他利益剰余金	484,944
その他	59,298	繰越利益剰余金	484,944
貸倒引当金	△5,260	自 己 株 式	△4,017
繰 延 資 産	399	評価・換算差額等	41,891
社債発行費	399	その他有価証券評価差額金	41,891
資 産 合 計	4,076,734	純 資 産 合 計	1,428,317
		負 債 純 資 産 合 計	4,076,734

開催通知

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(令和6年1月1日から
令和6年12月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		3,407,930
売上原価		3,213,530
売上総利益		194,399
販売費及び一般管理費		192,455
営業利益		1,943
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	5,160	
不動産賃貸料	28,176	
為替差益	31,990	
その他	26,532	91,860
営業外費用		
支払利息	17,381	
賃貸資産減価償却費等	2,486	
その他	2,521	22,389
経常利益		71,414
特別利益		
固定資産売却益	864	
投資有価証券売却益	902	1,766
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	13,784	
関係会社貸倒引当金繰入額	5,260	19,044
税引前当期純利益		54,136
法人税、住民税及び事業税	34,527	
法人税等調整額	△8,085	26,422
当期純利益		27,693

株主資本等変動計算書

(令和6年1月1日から
令和6年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
令和6年1月1日残高	724,400	131,450	49,649	512,034	561,684	△4,016	1,413,518	26,211	1,439,729
誤謬の訂正による 累積的影響額				△17,667	△17,667		△17,667		△17,667
遡及処理後当期首残高	724,400	131,450	49,649	494,366	544,016	△4,016	1,395,850	26,211	1,422,062
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△37,116	△37,116		△37,116		△37,116
当期純利益				27,693	27,693		27,693		27,693
自己株式の取得						△1	△1		△1
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)								15,679	15,679
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	△9,422	△9,422	△1	△9,424	15,679	6,255
令和6年12月31日残高	724,400	131,450	49,649	484,944	534,594	△4,017	1,386,426	41,891	1,428,317

計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

令和7年4月18日

株式会社 日本抵抗器製作所
取締役 会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉 岡 礼
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 中 山 孝 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本抵抗器製作所の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、過年度における連結子会社の元従業員により着服行為が判明したこと等により、会社は当事業年度において、誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、第77期決算手続の過程で連結子会社の元従業員による現金の私的流用が発覚した件を除き指摘すべき事項は認められません。監査役会は、当該事案に関し、外部専門家を含めた社内調査委員会による調査結果を受けて策定された再発防止策が確実に実施され、実効的に運用されるよう、その内容及び有効性について注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年4月18日

株式会社 日本抵抗器製作所 監査役会

常勤監査役 堀 井 進 ㊟

社外監査役 堀 越 直 子 ㊟

社外監査役 白 田 幸 春 ㊟

社外監査役 石 崎 武 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

当社本店 3階講堂

富山県南砺市北野2315番地 TEL (0763) 62-1180

交通

J

R

城端線

城端駅より徒歩約10分



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。